

時事新報定價
 時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價選
 送料廣告料ハ左ノ如ク
 一 枚二錢 一箇月前金五十錢 三箇月前金一圓五十錢 六箇月前金三圓
 一箇年前金六圓
 ○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送致スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一
 月二六錢ノ郵送料ヲ申付

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行二行ニ付	一行二行	一行三行	一行四行
一行廿四行	一日以上	十日以上	一月以上
八錢	七錢	六錢	五錢
六錢	五錢	四錢	三錢
五錢	四錢	三錢	二錢
四錢	三錢	二錢	一錢

時事新報

本文は米國人メロウキヤ氏が歐米諸國職工生活の
 實況を取調べん爲め親身を職工に當り一年間程歐
 洲諸國を巡遊して歸國の上、更に米國職工の有様を
 取調べ起草したるものなれば其精確なるは固より論
 を待たず今其中より有用の部分と抄譯して以て社説
 に代ふと云ふ

歐米職工の生活如何

米國職工の賃銀は世界中最貴のものにして歐洲諸國の
 企て及ぶ所にあらずと雖も生活の費用も亦甚だ多し
 て之を歐洲諸國に比するに英國より高きこと一割乃至
 二割に達するに伊太利には三倍もの割合なり然
 るに歐洲大陸に於ては生活の費用極めて廉なりと雖も其
 賃銀亦甚だ低きが故に生計常に困難にして出入相償は
 ざるもの多し英國の如きも亦その例中の一に居るもの
 ならん故に歐洲の職工は只管節儉を旨とし日常生活の
 度を低くして以て今日を送らんとするの外、他意ある
 ことなし今歐洲諸國職工の賃銀の所得と日常生活の有
 様とを記せん先づ伊太利にては一日の労働十四時間
 にして其賃銀は僅に七仙に過ぎざるものあり即ち一時
 間半仙の割合なりと知るべし尤も二三の優等なる器械
 手などには一日一兩の賃銀を得る者なきにあらずれど
 も之は例外の例にして尋常の職工、平均の所得り一日
 五十仙に上る能はざるや常とす然るに同國の職工は此
 低賃銀に安んじて其業に従事する所以のもの一つには
 其生活の費用低廉なるが爲先なりとは申しながら重
 みに同國人が家計の壁梅に巧みあると米國などにてい
 巧すらるる境へ難き境界に處し是然これに満足する一極
 幸福の性質を具ふるが故なるべし米國にて五千弗程の
 賃入ある家あれば麥粉、砂糖、バターの類何れも升買大買
 にするの風なるを以て食品の貯蓄、常に便をさるる代り
 に無駄の立つるも亦隨て多分の常なるが伊太利人は
 能く此邊に注意し富有の家と雖も勝手元寸毫も冗費
 を許さず夜九時に及び晚餐已に終れば家々の食品全く
 一掃去り半粒一滴の殘餘をも見るの習ひにして諸
 國の食品も麥粉あれば五仙宛、砂糖の類は一斤宛など
 いふが如く其日限りの入用を計りて買入るゝ事なれば
 殘物を庖厨に委積するの憂もなく又家の僕婢等に扱め
 らるゝなどの氣遣ひあることなし蓋し他の歐洲諸國の
 實家にては其料理人が庖厨の殘物を私して之を市に賣
 賣し市にては又これを賣人に賣るの習慣ありて料理人
 は之が爲め一箇月六十乃至八十仙位の所得ある者あ
 りと云ふ又同國職工の家は備へある家具は通例長椅子
 一個椅子二三個、粗末なる木又は石の卓子、及び鐵製
 の鏡一個ありとぞ或ハ家族の多き家に至れば柱々二

三枚の藁蒲團の寢臺の上に重ねあるを見る何の爲めな
 りやと云ふに寢臺の不足なるを以て夜は之を床の上に
 伸べて其上に寝るの工風に於て晝間に至れば寢臺を
 て仕事場となり汚れ爛りたる室に一方に専主が掃き
 どと振つて椅子、寢臺等の製作に従事すべき妻は他
 片隅に於て食物を調理し其傍を顧みれば二三の小兒
 が床上に足打伸べて他愛もなく戯るゝあり其有様は不
 潔亂暴の限りされ共一家の和氣瀟然として談笑談
 毫も不平の情なきものゝ如し而して店賃と問へば一箇
 年十二弗乃至十五弗など云ふ極貧の労働者に至ては
 二人にて五仙を出し一箇の寢臺を借受くる者あり甚
 さは三十人組み合ひ十六平方英尺の一室を借受け折重
 なりて其内に臥すものあり斯る處に寢る職工は
 毎朝五時に起き二仙の麵包と一仙の野菜とを買ひ仕事
 場に至るまでの途中にて朝飯を終るを常とす之は獨身
 者の事なれども一家を持てる職工とて朝飯の矢張り
 右同様、粗末なる麵包と一二種の野菜とを過ぎず唯、途
 上は於てとる家内に於てするとの別あるのみ斯くて
 朝より六時間労働し十二時に至れば獨身の職工の近傍
 飲食店に入込み七八仙の價を以て麵包、麵包及び數
 種の粗酒を買ふて心計りの午餐をなす酒は葡萄の最後
 の搾汁より醸したるものにして其味の苦澁なる鹽と
 すると一般なり職工の妻兒ある家にては妻が市に行き
 てマカロニ(はしらすの類)五六封度にて十八九仙の
 ものを買ひ來り之に麵包五封度十五仙のもの添へ以
 て一家内の食料に供す即ち一家六七人にて午餐の價
 かに三十五乃至四十仙に過ぎざるなり晚餐も亦朝飯
 同様、粗末至極のものにして麵包とマカロニか若しく
 は麵包と珈琲位を最上とし又彼の飲食店に至れば珈
 琲一仙、砂糖一仙、麵包一仙都合三仙にて晚餐を濟す事
 を得べし是れ伊太利職工生活の常態なり
 瑞西にては生活の費用伊太利より少しく高き方なれど
 も賃銀も亦その割合に多きを以て同國職工の生活は伊
 太利に比して亦頗る高し同國のセマは重きに時計及
 び樂器製造家の住居する所なるが職工は通例二間か三
 間ある家を借受け仕事場と座敷勝手とを區別し時計師
 の賃銀は平均一日八十乃至一弗にして其家族も亦決
 して座敷する事をなさず妻の手端眼力の鋭敏なるに取
 て男子に譲らず能く専主を補けて時計細工に従事し
 又子女あるの家に於ては娘は裁縫の事を勉先息子は細工
 の手傳をせむの風なるを以て同國職工の一家内は恰か
 も舉て錢儲けの事に勉強するのみならず其家計は始末
 も亦甚だ巧みなり即ち瑞西が山脊礫の地に國して人
 口の非常に稠密なるにも拘らず人民の富庶にして不平
 の聲を聞かざる所以ならん又他の歐洲諸國の職工には
 なくして瑞西の職工にのみ特有なる今一つの利益は兵
 役に服する時日の僅少なる一事あり同國の職工は政府
 の點呼を應じて軍事の演習となすこと一年三週間に過
 ぎざるが故に職工は恰かも之を以て祭日休暇の觀を
 なし終年勤勞の辛苦を慰め却て心身の氣力を養ふ事あ
 ると云ふ其他の諸國に在ては兵役の爲先に大切なる三年
 比歳月と消費するを以て其生活に影響する所實に少小
 ならざるなり (以下次號)

御名 御覽
 明治廿一年 内閣總理大臣伯爵伊藤博文
 二月廿七日 陸軍 大臣伯爵大山 巖
 勅令第九號
 陸軍士官候補生志願者ハ當分ノ内總テ檢査ノ上採用ス
 ○大藏省告示第十九號
 一 明治十九年(六月)勅令第四十七號ノ海軍公債證書
 例ニ據リ募集スル海軍公債第三回募集ノ總額ハ額面二
 百萬圓トス
 一 證書發行ノ價格ハ證書額面百圓ニ付金百圓トス
 一 第三回募集ノ應募者ハ本年三月十六日ヨリ同廿五日
 マテニ應募ノ金額價格及住所姓名ヲ詳記シ日本銀行本
 支店又ハ代理店ニ申込ムヘシ
 一 第三回募集ノ應募額ニ對スル保證金ノ割合ハ證書額
 面百圓ニ付金十圓トス
 一 應募者中ニ交付スヘキ證書ノ高ハ本年四月十日マテ
 ニ大藏大臣之ヲ定メ日本銀行ヨリ通知セムルニ付共
 高ニ對スル金額ノ内保證金ヲ引去リタル額ハ次項ノ
 期限マテニ之ヲ拂込ムヘシ
 一 本年四月廿日ヨリ五月五日マテ第一期トシ六月十
 六日ヨリ同卅日マテ第二期トシ第一期ニ額面百圓ニ
 付金五十圓第二期ニ其殘金ヲ拂込ムヘシ但第一期ニ於
 テ第二期分ノ金額又ハ其幾分ヲ併セ拂込ム若クハ第一
 期以後第二期以前ニ殘金ノ金額又ハ其幾分ヲ併セ拂込
 ムモ妨ケナシ
 明治廿一年二月廿八日 大藏大臣伯爵松方正義
 ○逕省告示第廿一號
 一 四月一日ヨリ當分ノ内閣總務管理區ハ仙臺逕信
 管理局ニ於テ併管セム
 明治廿一年二月廿八日 逕信大臣子爵榎本武揚
 ○宮城縣桑園 宮城縣に於ては明治十八年より同二十
 年に至る三箇年管内桑園の段別、桑樹の増植と調査せ
 しに同年在來桑園段別は四千八百九十一町一段歩に
 増植の段別は二百七十七町一段歩なり同十九年在來
 桑園段別は五千六百六十八町二段歩にして増植段別三百
 十町一段歩なり内新墾段別八十三町七段三畝十歩、變
 換段別二百二十六町三段六畝二十歩、桑樹六百六十九萬
 九千三百四十八本、同二十年在來桑園段別五千四百七
 十八町三段歩、増植段別二百九十五町三段六歩、内新墾
 段別七十九町九段七畝十二歩、變換段別二百五十五町三
 段二畝二十四歩、桑樹百六十一萬八千八百八十五本(宮
 城縣)
 ○天然痘 香港の該病は尙ほ熾にして去月二十九日よ
 り本月四日に至る一週間に同病のため死亡せし者五
 十六名ありと去る十四日付を以て在港領事館より報
 告ありたり(外務省)
 ○馬場禁妾令 馬場半官報は此頃同馬場女王の發布去た
 る善妾禁制の令を公にせり其本文左の如し(本年一月
 二十八日桑港海關、フランク、カリフォルニア)
 一 自今馬場人ノ善妾ヲ禁止ス若シ犯ス者ハ五十「ピヤ
 ストル」ノ罰金ニ處ス又馬場人ノレテ外國人ヲ妾ト
 爲ス時ハ其善妾ノ此法令發布以前若クハ其以後ニ在
 ルニ關セス凡ソ馬場臣民ノ名義ヲ以テ所有スル所ノ
 財產ハ其何レヨリ得タルニ關ナク悉ク之ヲ官ニ没入
 スヘシ而レテ其善妾ヨリ生シタル兒子ハ馬場臣民ト
 ルヘシ

止したる次
 の流に充
 在る程に
 成る可く之
 の左岸に
 此方法を
 るもの數
 に比して
 諸國に於
 の多き次
 成を表す
 ○信濃川
 る者は第
 第五六の
 されども
 くに採取
 立るとさ
 河水の分
 の増加あ
 しと見込
 しが爾後
 二三尺の
 場の周圍
 取ること
 り到底功
 で土取場
 入夫を増
 の損毛ハ
 儀を出願
 ○上海通
 佛國郵船
 の間に定
 にして當
 追々乘客
 あり然れ
 べき傾向
 航海をな
 定期航海
 の往來荷
 茲に日本
 の事なり
 共に之を
 に加へて
 完美と旨
 に任せて
 意の行届
 第がれば
 便利を稱
 船の定期
 に日本商
 たる者は
 るには感
 と見て向
 海航路は
 の構先
 下争ふべ
 歲晚新年

官報

○勅令
 陸軍士官候補生檢査ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ